

2 環境産業の支援

循環型社会の実現のため、環境産業、特にリサイクル産業の成長が期待されています。こうした産業は、経済原理の中で発展していくものですが、一方で、民間の努力だけでは新たな施設の整備を進めることが困難な状況にあります。

こうしたことから、資源循環工場では、公共が関与し、施設の安心・安全を確保し、住民との合意形成や社会的信用力の向上を図ることで、民間の新たな事業展開を可能とするとともに、産業の集積や产学研官の連携による取組みにより、環境産業のより一層の成長を支援していくこととしています。

(1) 公共関与による施設整備

県では、県営の最終処分場として、環境整備センターを運営しており、その中で培われてきた地元との合意形成の取組みなどを踏まえて、資源循環工場の整備を進めてきました。

資源循環工場の整備にあたっては、事業の基本構想・計画の策定、事業者の募集、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々と話し合い、合意形成を図り、住民の方々の理解と協力を得ながら事業を進めてきました。

こうした経緯を踏まえて、町、地元住民組織、県、事業者により、資源循環工場の運営に関する運営協定を締結しています。

この運営協定こそが、公共関与による住民合意と安全管理の根幹をなすものであり、県や事業者が、この協定の遵守に努めることで、地域の理解を得て、事業を進めていくことを可能としているものです。

ア 運営協定と住民監視員

運営協定では、公害の防止とともに、資源循環型社会に向けて、住民、事業者、行政の相互理解と協調の上で工場運営を行っていくことなどを目的に、廃棄物の処理や公害防止措置に係る事項など、施設の運営・管理に関する事項を定めています。また、施設に住民監視員組織を受け入れるとともに、監視員等に対し廃棄物の搬出入状況や環境測定の結果、財務諸表の情報を開示することを定めており、住民参加の開かれた運営に努めることとしています。

また、施設に異常等が認められた場合には、操業の停止や最終的には契約の解除も可能とし、安心・安全な運営を確保していくこととしています。

〔住民監視組織〕

監視員制度については、地域住民による県の環境整備センター埋立事業への監視制度として、平成元年から行われているものです。

資源循環工場においても、住民の方々の協力を得て、この制度を導入し、操業状況や運営協定の遵守について、住民の方々が確認・監視することで、協定の遵守や安心・安全な操業を確保することとしています。また、地域と